

募 集 要 項

令和8年度佐伯市さいきブランド流通促進等事業

佐伯市の農林水産物その他の特産品のブランド化や流通促進等につながる新たな事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。補助する事業は、審査会（プレゼンテーション）で決定します。

※特産品の定義：本市で生産されるもの、本市で原材料の主要な部分が生産されるもの、本市で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことによって相応の付加価値が生じているもの。

【補助対象者】 市内に事務所または事業所を有する個人又は法人その他の団体であって、特産品の生産、製造または加工を行うもの。
（市税を完納していること）

【対象事業】

- ① 農林水産物や加工品を使用した新商品の開発に関する事業
 - ② 特産品の流通促進または販路拡大に関する事業
（例）新商品開発、試食会開催・展示会や商談会等の出展など
 - ③ 特産品の生産向上に関する事業
（例）生産性向上のための機材購入
- ※令和9年2月末日までに完了する事業とします。

【補助金額】 ①② 補助対象経費の2分の1を乗じて得た額以内（上限20万円）
③ 補助対象経費の5分の3を乗じて得た額以内（上限60万円）
※ただし、消費税は補助対象経費に含まない
1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

【提出書類等】事業計画書・収支予算書（別紙）、暴力団関係者でない誓約書（別紙）、事業収支予算の根拠となる資料（見積書等）を、**令和8年6月19日（金）正午**までに提出してください。
募集要項及び事業計画書は、佐伯市役所ブランド推進課にあるほか、市公式HPからもダウンロードできます。

【補助対象外経費】

給料賃金、地代家賃、租税公課、水道光熱費、接待交際費、福利厚生費、事業以外に活用することが容易な備品設備等の経費、佐伯市が実施するその他補助金事業及び過去に本事業で補助を受けた同事業。

《応募先・お問い合わせ》
佐伯市役所 ブランド推進課（本庁舎2階37番窓口）
電話：22-4673
E-mail：saikibrand@city.saiki.lg.jp